

本格適用まで残り3か月！



仰星監査法人

『電子帳簿保存法』の税務対応と

日常的管理の実務セミナー

日時	2023年9月15日(金)	14:00～16:30 (受付 13:30～)
会場	TKPガーデンシティ博多新幹線口5階	会議室 5-A
定員	30名(1社2名様まで)	参加費 無料
対象	管理部門 ご担当者	
内容	管理上の観点から留意すべき「電子帳簿保存法」対応について、初歩的な内容から実践的な内容を含みます。	

講師

仰星監査法人 パートナー
公認会計士 岡田 健司

2006年公認会計士試験合格。2010年公認会計士登録。これまでメーカー、建設業、卸売業、小売業、サービス業、運送業など多様な業種の法定監査業務に従事する。

仰星監査法人主催のセミナーのほか、企業や団体主催のセミナー講師等も多く務める。

主な著書に、「Q&A 企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務—その法律・会計・税務のすべて」（清文社、仰星監査法人共著）

GYC税理士法人 パートナー
税理士 小野 剛司

2017年KPMG税理士法人入社。2019年税理士登録。KPMG税理士法人退所後、TSAコンサルティング株式会社、独立開業を経てGYC税理士法人へ参画。

KPMG税理士法人では、ファイナンス&テクノロジー部門にて、日系、外資系の大手金融機関、IT企業を中心に幅広い業種の税務コンプライアンス業務や、上場会社でのタックスヘイブン対策税制に係る支援業務、海外子会社を含めた組織再編アドバイザリー業務等の税務アドバイザリー業務に従事した他、上場会社へ出向し、連結納税導入支援業務にも従事する。

申込方法

受講をご希望の方は、以下、弊法人のホームページよりお申込みください。受付が完了しましたら弊法人より自動返信メールが送信されますので、そちらのメールをご確認ください。
<https://www.gyosei-grp.or.jp/topics/362/>

問合先

Mail : fukuokaoffice@gyosei-grp.or.jp
TEL : 092-409-0971 FAX : 092-409-0972
仰星監査法人 福岡オフィス セミナー担当：立石

仰星監査法人主催セミナーご案内



仰星監査法人

～「電子帳簿保存法」対応について～

拝啓 貴社ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

仰星監査法人主催の会場を借りての無料セミナーについて、3年ぶりのご案内です。

今回のセミナーでは、本格適用までの準備期間が残すところ3か月ほどとなりました、「電子帳簿保存法」対応について取り上げます。

ご周知のとおり、電子帳簿保存法は、国税関係（法人税法及び所得税法）の帳簿や書類を電磁的記録（電子データ）で保存することを認める法律です。2022年（令和4年）1月に電子帳簿保存法の改正が施行され、書類の電子保存、ペーパーレス化を進めるための抜本的な要件緩和が行われました。

この改正電子帳簿保存法の大きなポイントの一つに、電子取引における電子データ保存の義務化をふまえて、十分な準備期間を設ける観点から2023年（令和5年）12月までの2年の猶予期間が設けられていました。

2024年（令和6年）1月以降行われる電子取引における電子データについては、全ての法人が電子データとして保存しなければならず、準備期間は残すところあと3か月ほどとなりました。要件緩和によって電子帳簿保存を導入しやすくなる一方で、電子データの記録に改ざんがあった場合等不正に対する罰則は強化されていることから、慎重な対応が求められます。

そこで、今回のセミナーでは、管理上の観点から留意すべき「電子帳簿保存法」対応について、初歩的な内容から実践的な内容も含めてわかりやすくご説明いたします。

- ◆ 電子帳簿保存法の概要と、税制改正について
- ◆ 電子帳簿保存の4つの類型と実務対応について
- ◆ 内部統制を含む管理体制の整備について
- ◆ 電子帳簿保存法のミニマム対応と活用方法について
- ◆ その他（インボイス対応、監査対応など）

会場スペースの都合上、ご参加いただけるのは先着30名様の限定となります。関心の高いテーマであることから、お早めにお申し込みください。時節柄、ご多用のこととは存じますが、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

お申込み方法は裏面をご参照ください ▶